

## 相談事例

ID：03-02-019

### 相談タイトル

### 賃貸住宅の上階からの騒音について

#### Q：ご相談内容

4世帯の賃貸アパート。上階からの騒音が酷く、睡眠障害やめまい等、身体に支障をきたしている。管理会社へも連絡し、二度ほど騒音に関するチラシをポストイングしてもらったが、未だにやまない。昨晚も音が酷く警察に通報しようと思ったほどだった。

管理会社に連絡したがお盆休みで、緊急受付センターにしかつながらず、対応は一週間後以降になると言われ困っている。上階の住人が騒音をやめるか転居しないのであれば自分達が退去せざるを得ないと考えている。その場合、管理会社に転居費用を請求しようと思っている。そのために、騒音の日時を記録し、市から録音する機械を借りることになっている。

#### A：回答

転居費用を請求できるか否かについては、騒音の程度や身体的不調の程度など、受忍の限度を超えているか否かの判断が入ることとなり、基本的には騒音を発生させている上階の入居者に対し請求するになると考えますので、求めに応じなければ、「受忍の限度」を含め法律的な判断の入る問題になると考えます。

身体的な不調についても、費用請求を行う要因と考えられる場合には、睡眠障害やめまい等が騒音によるものであることを証明する必要があるため、音が聞こえた日時や大きさ・音圧などを記録しておくことや、失礼なお話となりますが、医師の診断書なども用意されることになると思います。法的な判断を考えますと弁護士による法律相談を利用していただくことが良いと考えます。